

生活・環境



ごみ

産業観光課産業観光係 TEL 2 - 3 1 1 4 母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

ごみは、決められた収集日の朝8時までに出してください。収集日以外の日や、収集後に出されたごみは散乱したり、ねこに荒らされ、近所の迷惑になるのでやめましょう。ごみは分別すればりっぱな「資源」です。分別されていないごみは収集できませんので、正しく分別してから出してください。分別の仕方、収集日がわからない方は、分別表・収集曜日表を村役場でお配りしています。

ごみステーションは、利用する人たちで管理し、いつでもきれいにしておきましょう。

ステーション回収

焼却ごみ

半透明ごみ袋（東京都推奨）かポリバケツに入れて出してください。ダンボール箱に入れて出さないでください。

台所ごみ

生ごみ	生ごみ類は、十分に水切りしてください。
貝殻、卵の殻	
食用油	紙や布で染み込ませるか、凝固剤で固めてください。

紙類

新聞、雑誌、ダンボール	新聞 雑誌は袋に入れず、ダンボールは潰してから、それぞれひもで縛って出してください。雨の日には出さないでください。
紙おむつ、生理用品	汚物は下水道へ

布類（母島では不燃ごみ扱い）

衣類	金属類は出来るだけ取り外してください。
ぼろ布	
皮革製品（ベルト、バッグ等）	
靴、長靴、サンダル等	

プラ類（母島では平成13年4月現在、不燃ごみ扱い）

プラスチック製容器（カップラーメン、シャンプー、マヨネーズ、食器用洗剤等）食品包装用ラップ、トレイ、ビニール袋、レジ袋、発泡スチロール、ゴム製品、ビデオテープ、ペットボトルのキャップ

草木

少量の木くず、枝葉	大量（おおむね20kg以上）の場合はごみステーションには出さず、事前に産業観光課産業観光係または母島支所庶務係までご連絡ください。
-----------	---

金 属 類 【緑色コンテナ】

袋から出して緑色のコンテナに入れてください。金属とそれ以外の物が一体となって分離できない物は、金属として分類してください。

コンテナに入る大きさの金属製品	金属とそれ以外の物が一体となっている場合は、できるだけ分別してください。
ナベ、やかん、フライパン	分解する際は、けがをしないよう、十分ご注意ください。
缶詰、お菓子の缶等 飲料缶以外の缶	汚れている物は、軽く洗ってください。
金属製のキャップ、アルミホイル、アルミ製容器（レトルトパック等）、アルミコーティングされた物（お菓子の袋、カップラーメンのふた等）	
スプレー缶	スプレー缶のプラスチック製キャップは可燃ごみです。（母島では不燃ごみ）最後まで使い切ってから、火気のない屋外で、穴を開けてください。穴を開ける際は、火事やけが等のないよう十分ご注意ください。
一斗缶、ペンキ缶	ペンキ缶は使い切ってから出してください。


空 き 缶 （アルミおよびスチール製の飲料缶）【黄色コンテナ】

袋から出して黄色のコンテナに入れてください。

ジュース缶、ビール缶、アルコール缶などの飲料缶	たばこの吸い殻等ごみを入れないでください。 軽く洗って水を切り、潰さずに出してください。 空き缶コンテナ（黄色）には飲料用の空き缶のみ入れてください。 缶詰、その他の缶は、緑コンテナ（金属）に入れてください。
-------------------------	---

空 き び ん ・ ペ ッ ト ボ ト ル 【青色コンテナ】

袋から出して青色のコンテナに入れてください。中が汚れている物は、軽く洗いを切って出してください。

ペットボトル (飲料およびしょうゆ類もの)	ペットボトルはキャップを外し、潰してから出してください。 たばこの吸い殻等ごみを入れないでください。 ペットボトルは  マークがあるものだけです。 マークの付いていないソース、油、洗剤等の非食用ボトルは容器リサイクル法対象外なので、焼却ごみ（母島では不燃ごみ）として出してください。
飲料用、食料用、調味料のビン類	酒、油等の一升ピンは、キャップを付けたまま出してください。 リターナブルびんは酒店に返却してください。
板ガラス、コップ、茶わん、せともの、陶磁器類、花瓶、素焼きの植木鉢、鏡	割れている物は危険なため、レジ袋等に入れ、袋に「割れ物」と書いて、出してください。

有 害 物 ・ 危 険 物 【赤色コンテナ】

赤色のコンテナに袋から出して入れてください。（母島では平成13年4月現在、不燃ごみ扱い）

乾電池	
電球、蛍光灯	蛍光灯、電球は新しいケースに入れて出してください。
体温計	水銀体温計は保護ケースに入れて出してください。
包丁、ナイフ	刃物等危険物は、紙に包んで出してください。
カミソリの刃	

粗 大 ご み

粗大ごみとして回収する物は家具や家電製品などの「一般家庭から出る大型ごみ」が対象です。大量の木材や畳、金属くずは、持込有料ごみとなります（父島のみ）。産業観光課産業観光係にご連絡のうえ、父島クリーンセンターへ持ち込んでください。

引越しごみ等の大量のごみを出される場合は、事前に産業観光課産業観光係または母島支所までご連絡ください。

家電製品 掃除機、ビデオデッキ、 電子レンジ等 家具 たんす、食器類、ベッド等 （畳は除く） 照明器具 その他 ふとん、自転車	まだ使用できる物は、ご近所や知り合いなどに声を掛け合ってください。引き取り手がなく、まだ十分使える物（電気製品は除きます。）があれば、村役場まで連絡してください。 照明器具は蛍光灯、電球を外して出してください。
---	--

拠 点 回 収

各拠点回収場所（父島：地域福祉センター、パパイヤマート、生協 母島：母島観光協会、母島村民会館）または村役場、母島支所に直接お持ちください。

牛乳パック	残り水などで十分洗い、切り開いて、乾かしてから出してください。
-------	---------------------------------

回 収 し な い も の

タイヤ	クリーンセンターでは処理できません。ポンコツ車搬出時に出してください。
-----	-------------------------------------

有毒性・危険性がある物

消火器、タンク、圧力容器、 マッチ、現像液、灯油・ガソリン・オイル等、塗料類	産業観光課または母島支所にお問合せください。
バッテリー	産業観光課または母島支所に連絡の上、指定の場所に持ち込んでください。

処分作業に支障をきたす恐れのある物

ピアノ、エレクトーン、 薬品類、注射針	産業観光課、母島支所にお問合せください。
石、土砂	建設水道課、母島支所にお問合せください。

家電リサイクル法対象品

平成13年4月1日より家電リサイクル法が施行されます。この法律は、一般家庭や事業所から排出された特定家電製品の有用な部品や材料をリサイクルしてごみの減量、資源の有効利用を推進するためのものです。

エ ア コ ン テ レ ビ 冷 蔵 庫 洗 濯 機	粗大ごみとして回収・引き取りできません。 処分するにはリサイクル・運搬料金が掛かります。（排出者の負担です。） 詳しくは産業観光課産業観光係までお問合せください。
------------------------------------	---

処理料金（消費税抜き）

品 目	エ ア コ ン	テ レ ビ	洗 濯 機	冷 蔵 庫
リサイクル料金	3,500円	2,700円	2,400円	4,600円
運搬料金	リサイクル料金以外に指定引き取り場所までの運搬料が掛かります。			

リサイクル料金は、大手メーカー品の料金です。輸入品などは一部違うものがあります。

父島クリーンセンターへの持ち込み（父島のみ）

持ちこみ受付

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前8時～11時 / 午後1時～3時

それ以外の時間は搬入できません。搬入の際は安全に十分注意し、係員の指示に従ってください。

有料のごみ

産業観光課産業観光係に連絡のうえ、父島クリーンセンターへ持ち込んでください。料金については、月締めで請求しますので、出納窓口で納入してください。

対象品目	対象者	料金
建物、ボート等の解体くず（金属くずを除く） 木くず、梱包用木材	事業系・家庭系問わず	30円/kg
伐開木（受入基準以内のもの） 剪定枝、草	事業系のみ	30円/kg
少量の金属くず（工作物の除去等で生じたもの）	事業系・家庭系問わず	50円/kg
動物の死体	犬、ネコ、やぎ、アオウミガメ程度	1頭につき500円
	上記を超えるもの 馬、牛など	30円/kg

飼い主のわからない動物の死体は、死体がある土地の管理者が責任をもって処理してください。
料金は上記に準じます。

野ネコの死体が村道にあった場合は、産業観光課産業観光係または母島支所、都道にあった場合は、東京都小笠原支庁土木課または東京都小笠原支庁母島出張所にそれぞれご連絡ください。

・東京都小笠原支庁土木課 TEL 2 - 2 1 2 3

・東京都小笠原支庁母島出張所 TEL

3 - 2 1 2 1

無料のごみ

ステーション回収しているものは無料で持ち込むことができますが、無料持込許可証が必要となります。事前に産業観光課へ申請書を提出して頂き、許可を受けてからクリーンセンターへ持ち込んでください。以上の内容については、平成13年4月1日現在の情報です。法改正や社会情勢の変化により、内容を変更することがありますのでご注意ください。変更がある場合は、「村民だより」等でお知らせします。

ポンコツ車の島外搬出

産業観光課産業観光係 TEL 2 - 3 1 1 4 母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

村では、自動車等を所有または占有する者は、廃車後に自動車等を島内に投棄してはならず、自分の責任において島外搬出処理しなければならないという決まりがあります。このルールは「自動車等の投棄を規制する条例」（昭和49年4月1日施行）として定められています。詳しい搬出日程等については「村民だより」、ポスターでお知らせします。

自動車等とは

自動車（乗用車、トラックなど。普通、軽を問わない。） バイク 原動機付自転車 廃タイヤ

島外搬出の方法

2ヶ月に1回（奇数月）ポンコツ車の島外搬出を行っています。申し込み窓口は共勝丸です。

搬出の際の注意事項

車両は当日の朝に持ち込んでください。

ガソリンや軽油、オイルは必ず抜いてください。（燃料を抜かないと、輸送中大変危険です。また、漏れ出す恐れのあるオイルなども事前に抜いてください。）

フロントガラスに住所と氏名を書いてください。

車内にごみを残さないでください。

アフリカマイマイが付着している場合は、確実に取り除き、植物防疫官の検査を受けてください。

注意：アフリカマイマイを除去する際には、素手でさわらないでください。

車のスペアタイヤは車両1台につき1本とし、それ以上出される場合は、廃タイヤとして別途処理料金が掛かります。

積み込み時に燃料メーターが残量を示している車両は、その場で抜いて頂きます。また、車内にゴミを残したまま出さないようにお願いします。

必ず廃車手続きをしてください。

島外搬出しても、廃車手続きをしない限り、登録されたままで課税されます。「軽自動車税」(14ページ)をご覧ください。

処 理 料 金

自動車 20,000円～71,500円

バイク 5,000円～10,000円

原動機付自転車 3,000円～6,000円

廃タイヤ 300円～2,000円

排気量や大きさによって金額が決まっています。また、個人が搬出する場合は、村が料金の一部を補助しません。

上 下 水 道

建設水道課上下水道係 TEL 2 - 3 1 1 6 母島支所施設係 TEL 3 - 2 1 1 1

水道の使用開始・中止の届出

小笠原村に転入してきたときや、村内で転居したときは、水道「使用届」を提出してください。転出・転居するときは、4・5日前までに「中止届」を提出してください。

水道料金の支払い

水道料金の納付は、次の方法で納期限までに納めてください。

納付書による納付

配付されてくる納付書により、村役場出納窓口または母島支所窓口で納付してください。

口座引き落としによる納付

J A 東京島しょ、郵便局の預金口座から毎月末ごとに自動的に引き落とされます。

口座引き落としの手続きは、上記の各金融機関窓口で行ってください。

宅地内の水道修繕

道路から敷地までの漏水修繕

村が無料で行います。ただし、メーター口径が50ミリ以上のものや、建物内に配管されているものなど、無料にならない場合があります。建設水道課または母島支所にご確認ください。

敷地から蛇口までの修繕

最寄りの指定給水装置工事業者に依頼してください。修繕費は利用者の負担になります。

下水管の詰まり・臭気など

公道の下水管が詰まったとき、臭気が漂うときなどは連絡してください。また、油、コンクリート、ゴミなどの不法投棄を見かけたときは通報してください。私道や宅地内の排水管、水洗トイレが詰まったときなどは、工事店へ依頼してください。

排水設備計画確認申請

宅地内や私道の排水設備を新設、増設、改造するときには、排水設備計画確認申請書を提出してください。

下水道へ流してはいけない下水

水質規制値以上の汚水を排出する工場または事業場は、除害施設をつくるなどの措置が必要です。このとき、工事着手以前に届出が必要です。また、一定の施設（水質汚濁防止法でいう特別施設）を設置、増改築するときも、計画の段階で事前に届出をしてください。

上・下水道料金の減免・免除

下記に該当する方は、申請により上・下水道料金の基本料金が免除されます。
生活保護法による生活扶助の受給者
児童扶養手当受給者
特別児童扶養手当受給者
国民年金法による母子福祉年金、準母子福祉年金の受給者

村からのお願い

検針にご協力ください

水道メーターの箱の上に物を置かないでください。

犬は放し飼いにしないで、出入口やメーターボックスから離してつないでください。

水道・下水道使用料のお知らせが入るように郵便受け等を設置してください。

貴重な水を大切に

小笠原村にとって、水はとても貴重なものです。節水にご協力ください。

電気・ガス・電話についての問合せ

	電	気
東京電力(株)小笠原事務所	TEL 2 - 2 4 3 0 /	Fax 2 - 2 1 7 1
東京電力(株)小笠原母島発電所		TEL 3 - 2 4 3 1

	ガ	ス
小笠原ガス(株)	TEL 2 - 2 8 1 6	

	電	話
電話の新設・移転・各種ご相談	TEL 1 1 6	故障受付 TEL 1 1 3
お話し中調べ	TEL 1 1 4	電報受付 TEL 1 1 5

道 路

道路の陥没・損傷 / 街路樹 / 街路灯

村道上の問合せ 建設水道部建設係	TEL 2 - 3 1 1 5	母島支所施設係	TEL 3 - 2 1 1 1
都道上の問合せ	東京都小笠原支庁土木課道路河川係		TEL 2 - 2 1 2 3
	東京都小笠原支庁母島出張所技術係		TEL 3 - 2 1 2 1

道路の占用

村道上の問合せ 建設水道部建設係	TEL 2 - 3 1 1 5	母島支所施設係	TEL 3 - 2 1 1 1
都道上の問合せ	東京都小笠原支庁土木課工務係		TEL 2 - 2 1 2 3
	東京都小笠原支庁母島出張所技術係		TEL 3 - 2 1 2 1

公 園

公園の整備や樹木

村立公園 建設水道課建設係 TEL 2 - 3 1 1 5 母島支所施設係 TEL 3 - 2 1 1 1
都立・国立公園 東京都小笠原支庁土木課自然公園係 TEL 2 - 2 1 2 3

都立公園の占用

東京都小笠原支庁土木課工務係 TEL 2 - 2 1 2 3

河 川

河川の維持・整備

村管理の河川 建設水道課建設係 TEL 2 - 3 1 1 5 母島支所施設係 TEL 3 - 2 1 1 1
八ッ瀬川および砂防指定河川 東京都小笠原支庁土木課道路河川係 TEL 2 - 2 1 2 3
東京都小笠原支庁母島出張所技術係 TEL 3 - 2 1 2 1

河川 / 公共海岸の占用

東京都小笠原支庁土木課工務係 TEL 2 - 2 1 2 3
東京都小笠原支庁母島出張所技術係 TEL 3 - 2 1 2 1

自然保護・環境保全

産業観光課産業観光係 TEL 2 - 3 1 1 4
東京都小笠原支庁土木課自然公園係 TEL 2 - 2 1 2 3
小笠原総合事務所国有林課 TEL 2 - 2 1 0 3

ごみの持ち帰り運動

産業観光課産業観光係 TEL 2 - 3 1 1 4 母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

村では「ごみの持ち帰り運動」を実施しています。村民および観光客の方は、海水浴やハイキングで出たごみは宿泊所や港まで持ち帰りましょう。また、自分で出されたごみでなくても、空き缶や紙屑が散乱していたら持ち帰りにご協力願います。

島内（父島）美化運動

産業観光課産業観光係 TEL 2 - 3 1 1 4

環境美化意識の向上を図り、日常的な実践活動を行うため、年2回（6月、12月）住民参加による「島内（父島）美化運動」を行い、道路や歩道のごみ（主に空き缶やタバコの吸い殻）を拾って、島内美化の推進を行っています。

村では「人とシロアリの住み分け」を基本方針とし、対策を行っています。小笠原は年間を通じて温暖な気候のため、イエシロアリの生息に適した環境です。「自分の財産は自分で守る」ように、シロアリに関する正しい知識を知っておきましょう。

人とイエシロアリの住み分けの推進

立木や家屋から巣を根絶除去する

自分の敷地内にある巣は、立木・家屋共に完全に根絶・除去してください。

巣は掘り取るか、薬剤を注入し、完全に潰してしまうことが住み分け作戦の大前提です。予防と駆除は、イエシロアリに詳しい専門家に任せましょう。

再び発生源とならない心掛けが大切です。

イエシロアリは、女王と王を中心とした巣がなければ繁殖しません。

シロアリの寄せ付けない工夫をする

シロアリの種類に適した防蟻処理を確実に行ってください。

父島で大発生しているのは、イエシロアリとダイコクシロアリの2種類です。この2種類は東京には生息していません。東京で発生しているヤマトシロアリの防蟻処理では、十分な効果が期待できません。シロアリの生態に即した対処が重要です。

高い土台で通風を良くし、湿気をこもらせないでください。

工事を行う際、床下の土の中に、木片や切株を絶対に残さないでください。

自分の工事現場に出掛けて確認する位の細心の注意が必要です。

建物の木部が直接土に触れないようにしてください。

イエシロアリは土に触れている木材に簡単に侵入します。

羽アリ対策には家屋周囲の電灯の位置を考えてください。また、室内や周囲の電灯を消すよう心掛けてください。

イエシロアリの羽アリは光に寄ってきます。

雌雄ペアになっている羽アリは必ず殺してください。

この2匹が地中に潜ったり、木材に侵入し、女王と王になります。

自分の財産は常に自分で点検する

床下を簡単に点検出来るような建物構造にしてください。

床下に入れなければ、蟻道の確認は難しくなります。毎月1回シロアリの点検をしましょう。

蟻道を見つけたら、直に専門家に相談してください。

家屋周辺に木片や枯れ枝を置かないでください。

イエシロアリの母島蔓延を防ぎましょう

母島においては、父島で蔓延しているイエシロアリは生息していません。村では「イエシロアリ等の母島への侵入防止条例」(平成10年4月1日施行)を制定し、父島から母島への材木や植栽用樹木等の持ち込みを禁止しています。母島に物を送る際は、蟻道や食痕・羽アリの付着がないことを必ず点検してください。

シロアリ対策奨励金

家屋の防蟻処理をされた方、または村の指定する羽アリ捕虫機を購入された方には、一定の基準により、奨励金を交付しています。詳しくはお問合せください。

動 物

犬の登録・狂犬病予防注射

産業観光課産業観光係 TEL 2 - 3 1 1 4 母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

生後 91 日以上の飼い犬は登録（生涯に 1 回）し、狂犬病の予防注射（毎年 1 回）を受け、必ずつないで飼うことが義務づけられています。所有者が変わったり、住所が変わったときは、変更の手続きが必要です。

毎年春頃に父母でそれぞれ定期集合注射を実施しています。この集合注射時には、登録に関するすべての手続きができます。定期集合注射以降に登録および注射を希望される場合は、個別に対応しますのでご連絡ください。

飼いネコの登録

産業観光課産業観光係 TEL 2 - 3 1 1 4 母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

村では、動物愛護精神に基づき、飼いネコの登録と適正飼養を条例で義務づけ、環境衛生の保持と自然環境の保全を図っています。

村内でネコを飼う方は、登録手続きを行い、登録料金を納めてください。

登録料金 1 頭目：5 0 0 円 2 頭目以降：1 頭につき 3 5 0 円

なお、集合住宅にお住まいの方は、登録の際に住宅管理責任者によるネコを飼うことについての承諾書（書式は自由。ただし住宅管理責任者の署名捺印が必要）を提出してください。登録をされた方には、所定の首輪・ペンダント・飼養登録証・ステッカーが交付されます。

動物の引き取りについての相談

東京都島しょ保健所小笠原出張所 TEL 2 - 2 9 5 1

転居などにより、やむを得ず飼えなくなった犬・ネコについての相談に応じています。

国土利用計画法に基づく関し区域の届出制

企画財政課用地係 TEL 2 - 3 1 1 2

土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発を防ぐために、村では監視区域の指定を受けており、土地取引について契約締結前の届出が必要となります。

無届で契約を行ったり、偽りの届出をした場合、罰金等に処せられることがありますのでご注意ください。

指定の区域 小笠原村の都市計画区域（父島・母島の本島全域）

指定の期間 平成 1 2 年 1 月 5 日～平成 1 7 年 1 月 4 日

届出対象の面積 5 0 0 m²以上（当該土地を含む一団の土地面積が 5 0 0 m²以上を含む）

届出用紙は企画財政課用地係および東京都都市計画局総務部土地調整課にあります。

監視区域とは

地価の急激な上昇またはその恐れがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となる恐れがあると認められる区域として、都道府県知事等により指定された区域

国土調査（地籍調査）

企画財政課用地係 TEL 2 - 3 1 1 2

土地の境界・面積・所有者・地目・地番等土地の実態を正確に把握するため、地籍調査を実施しています。

父島の清瀬・奥村地区は調査が終了しており、今後東町・西町・扇浦・母島元地・静沢の順で調査を予定しています。1 つの地区が終了するまでに 3 ～ 4 年かかるため、土地所有者の皆様のご協力をお願いします。

航空路開設に向けて

企画財政課用地係 TEL 2 - 3 1 1 2 東京都小笠原支庁港湾課 TEL 2 - 2 0 1 5

東京都は、小笠原空港建設予定地について、平成10年5月に父島の時雨山周辺域に決定し、各種調査等を実施しています。

村としては、今後の小笠原村の自立と発展を目指し、自然環境との調和に配慮した空港の整備を要望しています。

住 宅

一 時 宿 泊 所

総務課総務係 TEL 2 - 3 1 1 1

一時宿泊所は、小笠原村に永住しようとする方の住宅が定まるまでの一時的な住宅です。空家募集は、空室ができる毎に「村民だより」にてお知らせします。

小笠原村一時宿泊所

所在地 小笠原村父島字奥村

申込資格 小笠原村に永住しようとする方で、自己の住宅が完成するまでの間を使用しようとする方
入居申込には一定の条件があります。詳しくはお問合せください。

使用期間 入居の日から1年間

家賃 月額6,000円

小笠原村硫黄島旧島民一時宿泊所

所在地 小笠原村父島字奥村

申込資格 硫黄島旧島民で小笠原村に永住しようとする方で、自己の住宅が定まるまでの間を使用しようとする方
入居申込には一定の条件があります。詳しくはお問合せください。

使用期間 入居の日から1年間

家賃 ・単身用 月額6,000円
・世帯用 月額8,000円

シ ル バ ー ピ ア

「シルバーピア」(19ページ)をご覧ください。

都 営 住 宅

東京都小笠原支庁土木課住宅係 TEL 2 - 2 1 2 3

東京都小笠原支庁母島出張所事務係 TEL 3 - 2 1 2 1

都営住宅は、小笠原諸島へ帰島を希望する旧島民の帰島促進や小笠原諸島での住民の生活の安定および福祉の向上を図るための住宅です。募集時期・申し込み方法等は「村民だより」でお知らせします。詳しくはお問合せください。

建 築

建 築 確 認 申 請

東京都小笠原支庁土木課住宅係 TEL 2 - 2 1 2 3

建物を新築および増改築する際、10㎡を超える場合には建築確認申請の届出が必要となります。(父島・母島の本島は都市計画区域であり、用途地域の指定はありません。)

建築確認申請に伴う、道路の幅員証明については、下記のとおりです。

都道

東京都小笠原支庁土木課工務係 TEL 2 - 2 1 2 3

村道

建設水道課建設係 TEL 2 - 3 1 1 5

母島支所施設係 TEL 3 - 2 1 1 1

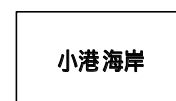
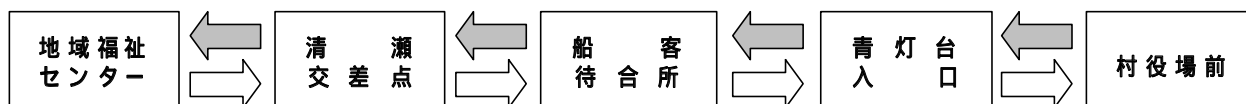
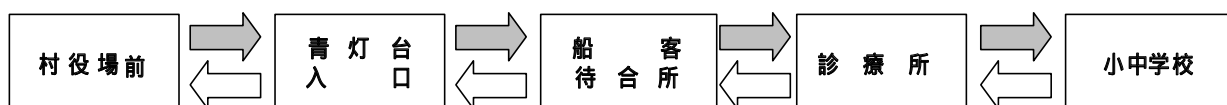
村 営 バ ス

企画財政課用地係 TEL 2 - 3 1 1 2

村営バス営業所 TEL 2 - 3 9 8 8

運行経路(路線)

【 扇 浦 線 】 村役場～船客待合所～診療所～小中学校～村役場～境浦海岸～扇浦海岸～小港海岸往復
片道所要時間：20分



今後、大村～奥村循環線（西町・東町・奥村・清瀬・宮之浜道）の運行を予定しています。

運賃

村民(小笠原村に住居登録または外国人登録している方)

大人 200円 / 子供(小学生以下) 100円

乗車の際、村民であるかどうかは自己申告としますが、村民である証明書等の提示を求める場合がありますのでご了承ください。

村民以外

大人 300円 / 子供(小学生以下) 150円

乗車券

乗車券の種類	金額	対象者	有効期間	申請のときに必要なもの	お求め先
回数乗車券 (大人用) 200円×11枚	2,000円	設定なし (どなたでもご利用になれます)	期限なし	必要なし	営業所・ バス内
回数乗車券 (子供用) 100円×11枚	1,000円				
特殊乗車券	2,000円	村民で70歳以上の方 および通学利用される方	1年間	・印鑑 ・氏名・住所・生年月日が確認できる証明書 (運転免許証・健康保険証等)および生徒 証明書	営業所のみ
1日乗降自由 乗車券(大人用)	1,000円	設定なし (どなたでもご利用になれます)	指定日の 1日限り	必要なし	営業所・ バス内
1日乗降自由 乗車券(子供用)	500円				
定期乗車券 (大人用)	6,000円	村民の方	1箇月間	・印鑑 ・氏名・住所が確認できる証明書(運転 免許証・健康保険証等)	営業所のみ
定期乗車券 (子供用)	3,000円				
無料乗車券	無料	村民で身体障害者手帳の 交付を受けた1～3級の方、 または生活保護世帯の方	1年間	・印鑑 ・上記の証明書の他に「身体障害者手帳」 または「生活保護開始決定通知書」等	

シルバーパスは、ご利用になれません。

同伴者(小学生以上)がいる未就学児(1歳以上)は、同伴者1人につき1人は無料です。

1歳未満児は無料です。

運賃割引

団体割引

15人以上の団体は、運賃を1割引します。

村民以外の方で、身体障害者手帳などをお持ちの方は、運賃を5割引します。

身体障害者の方と同乗する介護者または付添者の方は、運賃を5割引します。

運行ダイヤについて

「村営バス運行時刻表」が村営バス営業所にありますので、ご利用ください。

その他

原則として、お支払い頂いた旅客運賃は払い戻ししません。

不正な手段により運賃の請求をのがれようとした場合、相当の運賃と同額の割増運賃を徴収します。

奥村～小港間は、お客様の指示する場所で特別に乗り降りができる「自由乗降区間」となっています。ただし、交通状況など危険を伴う場所や、交通法規により停車禁止である区域を除く場所に限り、安全な場所での乗り降りをお願いします。

定 期 船

おがさわら丸

小笠原海運株式会社父島営業所 TEL 2 - 2 1 1 1
本社 TEL 0 3 - 3 4 5 1 - 5 1 7 1

運賃

期 間 等 級	7・8月を除く各月		夏 期 (7・8月)	
	おと な	こ ど も	おと な	こ ど も
2 等	22,570円	11,290円	25,100円	12,550円
学 割	18,060円		20,080円	
特2等	33,850円	16,930円	36,380円	18,190円
1 等	45,140円	22,570円	50,190円	25,100円
特1等	52,190円	26,100円	57,240円	28,630円
特 等	56,490円	28,250円	62,790円	31,400円

こども 6歳以上12歳未満

幼児 6歳未満はおとな1人につき1人無料。1人を超える場合は1人につき子ども運賃が掛かります。
ただし、1歳未満の乳児は無料です。なお、無料の時の幼児のお席は同伴者と併せ一席になります。

学生割引には、学割証または学生証の写しが必要です。

乗船券の発売開始日

出帆日の3ヶ月前（ただし、その日が土・日曜日・祝日の場合はその翌日となります。）
年末年始、ゴールデンウィーク、7・8月については、日時を定めて一斉発売となります。詳しくはお問合せください。

割引

学 生 割 引	学割証、または学生証の写しと引き替えに2割引（2等に限る）
団 体 割 引	15名以上で1割引
学生団体割引	学校長の所定の証明書と引き替えに15名以上で3割引
	ただし、学校の教職員が引率する団体に限ります。

島民割引

小笠原村に住所を有する方が、往復で乗船券を購入する場合の割引制度です。乗船券購入の際、村民課住民係および母島支所庶務係で発行している「居住証明書」を提示してください。「居住証明書」については、村民課住民係（TEL 2 - 3 1 1 3）および母島支所庶務係（TEL 3 - 2 1 1 1）までお問合せください。

その他割引

小笠原関係者

小笠原村以外に居住する旧島民とその子・孫、小笠原関係者に対し、運賃割引制度があります。小笠原協会で旧島民等の証明をしますのうえ、その証明書を持参のうえ、小笠原海運本社にて直接乗船券を購入してください。詳しくは小笠原協会（TEL 0 3 - 3 4 3 2 - 4 9 2 1）までお問合せください。

割引率

- ・ 1等、特2等 通年1割引
- ・ 2等 通年2割引

入院、通院のための高齢者運賃割引制度

「高齢者運賃割引」（19ページ）をご覧ください。

払い戻し手数料

乗船手続き前の乗船券の払い戻し手数料（1人につき）は下記のとおりです。
なお、出帆後は払い戻しできませんので予めご了承ください。

乗船券購入日より7日前まで	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	前日	出発日の出帆時まで
200円	運賃の10%						運賃30%

変更

変更手数料は1回に限り無料です。ただし、2回目以降の変更は払い戻しと同じ手数料を頂きます。
変更しようとする便が満員の場合は変更できません。
人員変更の場合、減じた人員については払い戻し扱いになります。

船内持ち込み手回り品

船内に持ち込みができる手回り品は、鞆等旅行に必要な身の回りの品で、3辺の和が2m以下、重量20kg以下のもの2個までです。
これ以外のものは受託手荷物（チッキ）としてお預けください。

受託手荷物（チッキ / 有料）

大きさ制限は手回り品に準じます。

一般チッキ

- ・ 父島まで 1,150円
- ・ 母島まで 1,960円
- ・ 要冷品 上記の3割増

種類	単位	父島まで	母島まで
自転車、オートバイ(50ccまで)	1台	3,538円	5,428円
オートバイ(125ccまで)	1台	7,077円	10,857円
サーフボード	1枚	1,575円	2,488円
ウインドサーフボード	1艇	2,625円	4,175円

10万円以上の物には必ず保険を掛けてください。(10万円につき保険料350円)

< チッキにできるもの >

旅行用カバン、ダイビングバッグ、自転車(輪行袋入) お土産等

< チッキにできないもの >

建設用品、危険物、電気製品、家具、オートバイ(126cc以上)等は一般貨物となります。

< 受付時間 >

父島発午後2時便 正午～午後1時

竹芝発午前10時便 午前8時30分～9時30分

その他の運行の場合はお問合せください。

は は じ ま 丸

伊豆諸島開発株式会社母島代理店 TEL 3-2333 本社 TEL 03-3455-3090

伊豆諸島開発株式会社父島代理店 TEL 3-2111

運賃

等級	おとな(片道)	こども(片道)
2等	3,780円	1,890円
1等	7,560円	3,780円

こども 6歳以上12歳未満

幼児 6歳未満はおとな1人につき1人無料。1人を超える場合は1人につきこども運賃が掛かります。ただし、1歳未満の乳児は無料です。なお、無料の時の幼児のお席は同伴者と併せ一席になります。

学生割引はありません。

運賃には消費税を含みます。

島民割引

小笠原村に住所を有する方が、往復で乗船券を購入する場合の割引制度です。乗船券購入の際、村民課住民係および母島支所庶務係で発行している「居住証明書」を提示してください。「居住証明書」については、村民課住民係(TEL2-3113)および母島支所庶務係(TEL3-2111)までお問合せください。

ゴールドパス

70歳以上の高齢者に対し、往復無料パスを交付します。「ゴールドパス」(18ページ)をご覧ください。

自動車運転免許

小笠原警察署交通係 TEL 2-2010

小笠原警察署では、自動車運転免許の更新・失効・再交付の手続きと記載事項変更の届出ができます。詳しくはお問合せください。

更新手続きの申請の期間

免許証の有効期間が切れる日(誕生日)の前1ヵ月以内

ただし、免許証の有効期間が切れる日が土・日曜日、祝日、休日、年末年始にあたる時は、これらの日の翌日まで申請ができ、免許証もその日まで有効です。

パスポート

村民課住民係 TEL 2 - 3 1 1 3

母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

旅券（パスポート）の申請は、新規・更新ともに村民課住民係または母島支所庶務係で受け付けています。

申請に必要な書類

一般旅券発給申請書	1通	10年旅券と5年旅券があります。（20歳未満の方は5年旅券のみ）
戸籍謄本または抄本	1通	発行の日から6か月以内のもの（有効期間内の旅券を切り替える場合で戸籍の記載内容（氏名・本籍）に変更のない方は、提出を省略できます。）
住民票	1通	本籍が記載されている、発行の日から6か月以内のもの
写真	1枚	6か月以内に撮影された、ふちなしで4.5cm×横3.5cmのもの
官製はがき	1枚	未使用のもの
身元確認の書類 （コピー不可）	1点	旅券（失効後6か月以内のもの）、運転免許証、船員手帳、ほか各種免許証、身分証明書等

小笠原村では、年に1回パスポートの出張申請・出張交付が行われます。詳しくはお問合せください。

労働相談

小笠原総合事務所業務課 TEL 2 - 2 1 0 2

働く方や事業主のために賃金や解雇などの労働相談、労働情報の提供等を行っています。また、母島においては毎月1回「母島巡回労働相談」も行っています。

交通災害共済

村民課住民係 TEL 2 - 3 1 1 3

母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

この共済は、東京都の市町村にお住まいの方が交通事故にあわれた場合に見舞金を支給する事業として、東京都の全市町村を構成団体として東京都市町村総合事務組合が運営しています。

加入資格	小笠原村に住民登録、外国人登録している方	
会費（年額）	大人 500円 / 小人（中学生以下）	400円
共済期間	加入申込の翌日から翌年の3月31日まで	
申込窓口	村民課住民係または母島支所庶務係	

旧軍人、軍属、戦傷病者、戦没者遺族の恩給、年金等

村民課住民係 TEL 2 - 3 1 1 3

旧軍人、軍属の方の恩給、戦傷病者の障害年金、戦没者の遺族年金や公務扶助料および各種特別給付金があります。詳しくはお問合せください。

葬 祭

小笠原村社会福祉協議会

TEL 2 - 2 4 8 6

小笠原村社会福祉協議会母島事務局

TEL 3 - 2 1 8 8

社会福祉協議会では、村民葬儀に際し、下記のような助葬事業を行っています。

葬具貸し出しや葬儀に係る物品の提供

葬具	
・仏式	祭壇一式
・キリスト	祭壇一式

葬儀に係る物品

納棺セット（経帷子、わらじ、編笠、御守護刀剣、杖、白布団セット、肌下着、顔縁覆等） 棺、棺掛、大中小本位牌、骨箱セット（仏式、キリスト） 御香尊帳および会葬芳名帳等

葬儀にかかる助葬

御遺体取扱、葬具取扱、霊柩（御遺体運搬） 火葬場送迎等

助葬を申し込む方は、死亡診断書（写） 改葬許可証、埋没証明書等の書類を添えて、所定の申込書を社会福祉協議会に提出してください。

上記の葬儀に係る費用についてはお問合せください。

火 葬 場

村民課住民係 TEL 2 - 3 1 1 3

母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

父島火葬場

所在地 小笠原村父島字洲崎
使用時間 午前9時～午後4時

母島火葬場

所在地 小笠原村母島字評議平
使用時間 午前9時～午後4時

使用料

区 分	住 民	非 住 民
満 1 2 歳 以 上	2 8 , 0 0 0 円	6 4 , 0 0 0 円
満 1 2 歳 未 満	2 3 , 0 0 0 円	4 8 , 0 0 0 円
死産児（死胎児を含む）	1 9 , 0 0 0 円	3 7 , 0 0 0 円
遺 骨 （ 1 回 ）	1 5 , 0 0 0 円	

墓 地 埋 葬

村民課住民係 TEL 2 - 3 1 1 3

大 根 山 霊 園

所在地 小笠原村父島字大根山
 施設面積 5 , 0 6 2 m²
 区画数 2 5 5 区画（1区画 4 m²）
 永代使用料 住民 4 0 0 , 0 0 0 円 非住民 6 0 0 , 0 0 0 円
 管理料 年間 3 , 6 0 0 円